

みどり通信

第168号 2009. 9. 7

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 一倉 定 経営心得	P7
● 税務	P3	● FX2活用事例	P9
● 社会保険	P4	● これからの研修	P10
● 生命保険	P5	● あとがき	P10
● 損害保険	P6	● 営業カレンダー	P11



柿も色づきはじめました（9/7事務所にて撮影）

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

9月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、9月7日のホームページ掲載のものからです。

『経営承継を可能ならしめるために最も大事なこと…』

ゴーイングコンサーン・・・。

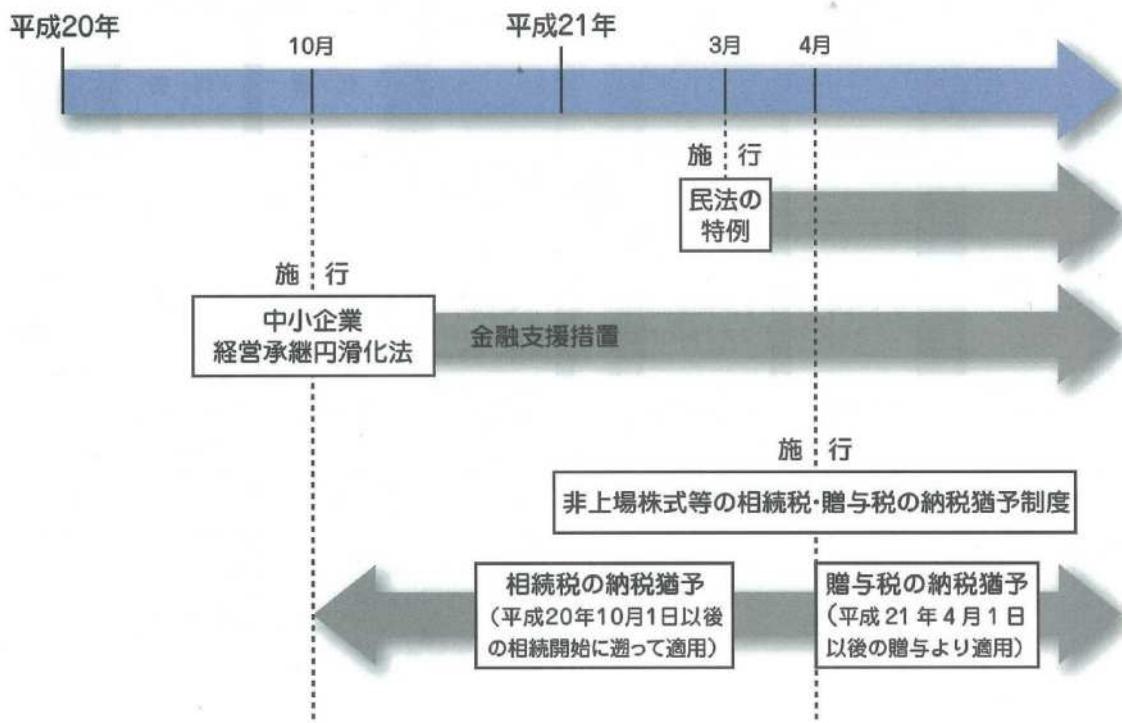
簿記を学んだ方は、承知している言葉なのでは。企業会計の重要な前提条件で、企業が将来に渡ってエンドレスに事業を継続すると仮定する考え方を表す言葉です。

会社を起業した場合、その会社の存続はいつまでと定めてつくる人は皆無。すなわち、永続発展し続けるために会社を設立し事業を開始するもの。そのため、ゴーイングコンサーンという言葉は、企業は継続するという社会的使命・責任がある、という意味で使われることも多いようです。

人の命は限りがあります。そこでゴーイングコンサーンを可能ならしめるためには、事業承継が不可欠となります。その事業承継を成功させるには、社長の強力なイニシアチブと具体的アクションが必要と言われ、おおむね10年計画ぐらいの余裕を持った事業承継計画が理想的のようです。



昨年来より、次のような事業承継関連の国の施策が実施されています。



中小企業の円滑な経営承継を図るうえで、中小企業経営承継円滑化法の施行により、

①遺留分に関する民法の特例、②金融支援制度、③相続税・贈与税の納税猶予制度の特例が創設されたところであります(制度の詳しい内容は、当事務所担当者にお問い合わせください)。

いろいろ、施策は設けられていますが、中小企業承継問題の根本は、『いかにして魅力のある会社にするか・・・』が、全てではないのでしょうか。

後継者がいないと言われる時代ですが、いないのではなく魅力のある会社ではないから子供が事業を承継したがらないケースが多いようです。子供がぜひ引き継ぎたいと言ってくるような魅力のある会社にしようではありませんか。

そのためには、ぜひ「会計で会社を強く」しましょう。

税理士 山口 昇

法人税における青色申告について

前回は青色申告承認申請について触れましたが、今回は、そもそも青色申告とはどのようなものなのか、特に法人税に関する部分についてまとめてみたいと思います。

◇青色申告とは◇

青色申告とは、毎日の取引をキチンと帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて所得や税額を正しく計算し、「青色の申告書」で申告する制度です。

青色申告をするためには、前回お話させていただいたとおり、納税地の所轄税務署長に対し事前に申請書を提出し、承認を受けることが必要です。

◇青色申告のポイント◇

青色申告制度の具体的な内容についてのポイントは、次のようになります。

- ① 法人税法で定める一定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ、その帳簿書類を一定期間保存することが必要です。
- ② 欠損金の繰越控除・繰戻還付などの各種の特典があります。
- ③ 一度承認を受けても、一定の事実に該当するときは、青色申告の承認が取り消される場合があります。

◇一定の帳簿書類の備え付け、記帳、保存とは◇

青色申告の大前提である帳簿の記帳・備え付け・保存の要件については次のようになります。

記帳方法・・・複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行う。

帳簿の記載事項・・・取引年月日、勘定科目、相手先、金額を記載する。
(いつ、何で、どこに、いくら)

帳簿の種類・・・仕訳帳、総勘定元帳、棚卸表、貸借対照表、損益計算書、他の帳簿書類（現金出納帳、預金通帳、小切手控、売掛帳、請求書、契約書、領収書等々）が必要です。

帳簿の保存期間・・・基本的に7年間は保存が必要です。

帳簿の保存場所・・・法人の納税地となります。

また最近では、以上の内容に基づき、電子帳簿保存法の一定の要件を満たしている場合において、紙の帳簿ではなく、電子帳簿による保存が認められるようになりました。

詳細につきましては、当事務所各スタッフまでお問い合わせ下さい。

担当：西丸 保幸

社会保険

厚生年金保険料率が 平成21年9月分（10月納付期限）から変更されます

●9月分からの厚生年金保険料率は、15.704%となります

厚生年金保険料率は、平成16年6月の法改正で、平成16年10月～平成29年9月までの間、毎年0.354%ずつ段階的に引き上げられることが決定しています。平成21年9月分（10月納付期限）からは、15.704%（現在は15.350%）となり、平成22年8月まで当保険料率が適用されます。

（注）健康保険組合に加入されている方の保険料率は、加入されている健康保険組合によって異なりますので、別途ご確認いただくようお願いいたします。



●当事務所PX2(TKCシステム)をご利用の方

PX2, PX3では、既に2004年9月分で毎年の厚生年金保険料率の改定に対応済みです。

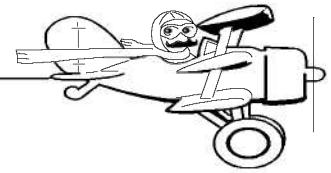
そのため、2004年9月版以降のプログラムが登録済みであれば、厚生年金保険料率改定に伴うプログラム更新は不要ですが、必ず画面での確認をお願いします。。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



今回のテーマ

保険期間の変更



経営者が加入している保険として一般的な「定期保険」は、名前のとおり保障される期間が決まっています。しかし、一部の保険会社では加入後に無診査で保険期間を変更することができます。今回は保険期間の変更（延長・短縮）について紹介いたします。

＜保険期間の延長＞

定期保険

×
期間延長

2年以上

- ・診査は必要ありません。
- ・責任準備金差額十次回保険料差額を徴収いたします。

変更後



保険期間の満了が近いが、保障をもっと長い期間必要。

＜保険期間の短縮＞

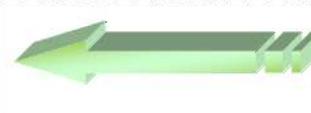
定期保険

×
期間短縮

2年以上

- ・診査は必要ありません。
- ・責任準備金に差額があればお支払いいたします。

変更後



今の保障額はそのままに、毎回の保険料負担を軽くしたい。

今回は、保険期間の変更について紹介致しました。生命保険は長い期間の契約ですから、加入後にも環境の変化等により、変更が必要なケースが出てきます。そうした場合に、無診査で保険期間が変更できる「延長・短縮」制度が有効に活用できます。但し、保険会社によって、制度の有無や変更条件の内容も違いますので、ご自身の契約も一度確認してみましょう。

具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

損害保険

店舗休業保険

店舗、作業場などで火災が発生した場合、建物や動産などに発生した損害に対しては、火災保険で保険金が支払われます。しかし、火災保険では、休業に伴う営業利益の減少や売上がなくても支払わなければならない人件費の支払いなど「営業上の損失」に対しては保険金が支払われません。

店舗休業保険では、このような罹災による休業期間中の粗利益の損失に対して保険金を支払うものです。

【ポイント】

例えば、レストランが火事になった場合、物損害は店舗総合保険等によりてん補されますが、その建物を復旧する間の売上はなくなってしまいます。
その間の「粗利益」を補償するのがこの保険です

休業損害は、建物などの物損害を上回ることがあります。

【例】レストランが火事になり建物の一部が焼失し、2ヶ月（60日）間営業ができなくなった場合を考えてみましょう。

- 建物の価額は2,000万円でその1/4が損害を受けたとします。
- 当該レストランの粗利益日額は11万円とします。

建物自体の損害額····· $2,000\text{万円} \times 1/4 = 500\text{万円}$

休業損失（粗利益）····· $11\text{万円} \times 60\text{日} = 660\text{万円}$

【対象物件】

この保険は、小売店、卸売店、飲食店などのサービス業・製造業の店舗または作業場が対象となります。（施設、床面積等で除外物件あり）

【保険金】

保険金額は、1事業所ごとに1日当たりの「粗利益額」を基準に、200万円を限度として定めています。

（1）「年間粗利益」から算出する方法

$$\text{保険金額} = \frac{\text{年間粗利益}}{\text{年間営業日数}}$$

●粗利益＝売上高 - (商品仕入高・原材料費)

（2）「職業別従業員1人あたり粗利益額表」により算出する方法

$$\text{保険金額} = \text{従業員1人あたりの粗利益額} \times \text{従業員数}$$

詳しくは、当事務所担当職員までお問い合わせください。

担当：星野 千香子

「お客様こそ会社の支配者」と主張しているものがどれだけあるか。あまりにも少ないので驚くのである。反対に「社員の管理」にばかり目を向けよ、と主張するものが多すぎる。直接目に見えるのが社員だから、こう思うのだろうが、社員が会社を支配しているのではないことは、考えるまでもないのである。

直接目に見えないお客様こそ、会社の本当の支配者である。という当たり前でしかも基本的な認識がなくて、経営はできない。この認識の上に立って、お客様を考えてみよう。まず第一に、この支配者は、被支配者である会社に対して、何も命令しないということである。何も命令されないものだから、そこにお客様が会社の支配者であるという感じが生まれないのである。

命令はしないけれど、自分の意にそわない時には「無警告首切り」をやる。つまり、だまつて、その会社の商品を買わない、ということである。そのためには「業績不振に陥り、倒産への道を歩まなければならない」のである。たまに、クレームをつけるお客様がある。このようなお客様こそ、本当に有り難いお客様である。「お前の会社は、そんなことをしていたらつぶれるぞ」という警告を発してくれる人だからである。：

何も命令せず、過去の実績は一切認めてくれないお客様を、しつかりとかまえ、さらに新しいお客様をつくりあげてゆくこと。これが企業の生きる道であり経営なのである。

ここに、経営とは、顧客の創造であるという思想が生まれるのである。

一倉定の経営心得シリーズ

その一

会社の眞の支配者は、お客様である。

会社というものは、その会社の商品がお客様に売れて、はじめて経営が成り立つという、何とも当たり前のことを、私は絶えず叫び続けている。というのは、お客様を無視し、無視しないまでも第二義的にしか考えない、という会社が世の中に多すぎるからである。

わが社の技術を第一に考える。社員の管理が最も大切だと思いこんでいる。同業者間の牽制に憂き身をやつす。能率とコストと品質だけで経営がうまくいくと信じている。自分の好みをお客様に押しつけようとしている。

そして、それらの会社の業績は決して芳しいものではないことを、私は自分の経験から知っている。当たり前である。会社の収益はお客様によつて得られるのであり、そのお客様は、自分の要求に合わない商品は買わない。たとえ一度は買っても、二度と買おうとはしないのだ。

こんな当たり前すぎることが分からぬのか、何故こんなことをいわなければならぬのかと腹立たしくさえなるのである。

世に、ゴマンとある経営学とか、マネジメントとか称する書物を見ても、

第3回 SX2(TKC戦略販売情報システム)は 在庫管理や棚卸しにも活用することができます！

Sスポーツショップ はSX2を利用しています。

Sスポーツショップでは、経理担当者が売上伝票と仕入伝票をSX2に入力し、売上管理と仕入管理を行っています。スポーツの種類毎に部門を分け伝票を入力しているため、どの部門が自社にとって強みなのかを把握出来るだけでなく、商品点数も多く季節商品も多くあるため、SX2を利用するまで在庫数量(金額)を把握するのが容易ではありませんでした。

今ではSX2で入力したデータを基に在庫一覧表を印刷出来、在庫管理を行うことが可能です。また棚卸しの際にも棚卸し表を印刷し活用しています。

棚卸し資料を自社で作成する手間が省け、自社できちんと棚卸しを行うよう取り組むようになりました。



商品棚卸し表

商品棚卸し表									
No.	品コード	品 品 名	規 格	單 価	棚卸在庫数量		単位	実用備附款	ナビ
					部	課			
1	010-001001	ABC芳香剤(ライム)	H-301	330	40	個	() ()		20.7.31現在
2	010-001002	ABC芳香剤(レモン)	H-302	337	-6,554	個	() ()		
3	010-001003	ABC芳香剤(ローズ)	H-401	330	766	個			
4	010-001004	ABC芳香剤(ミント)	H-501	314	526	個			
5	020-002001	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	-2,077	本			
6	020-002002	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	315	本			

在庫一覧表

在庫一覧表									
No.	品コード	品 品 名	規 格	单 価	所持在庫量	月別在庫量	年別在庫量	合計在庫量	最終入出庫日
1	010-001001	ABC芳香剤(ライム)	H-301	330	0	0	0	330	20.7.31
2	010-001002	ABC芳香剤(レモン)	H-302	337	0	0	0	337	20.7.31
3	010-001003	ABC芳香剤(ローズ)	H-401	330	0	0	0	330	20.7.31
4	010-001004	ABC芳香剤(ミント)	H-501	314	0	0	0	314	20.7.31
5	020-002001	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	0	20.7.31
6	020-002002	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31
7	1020-002003	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	180	20.7.31
8	1020-002004	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31
9	1020-002005	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	180	20.7.31
10	1020-002006	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31
11	1020-002007	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	180	20.7.31
12	1020-002008	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31
13	1020-002009	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	180	20.7.31
14	1020-002010	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31
15	1020-002011	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	180	20.7.31
16	1020-002012	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31
17	1020-002013	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	180	20.7.31
18	1020-002014	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31
19	1020-002015	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	180	20.7.31
20	1020-002016	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31
21	1020-002017	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	180	20.7.31
22	1020-002018	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31
23	1020-002019	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	180	20.7.31
24	1020-002020	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31
25	1020-002021	バッテリー補給用蒸留水 2.50ml B-H-25		180	0	0	0	180	20.7.31
26	1020-002022	バッテリー補給用蒸留水 5.00ml B-H-50		250	0	0	0	250	20.7.31

SX2は
自社が行うべき業務をがっちりとサポートします！

これからのお研修

FX2導入研修	事務所研修室	9月15日（火）	13:30～15:30
TKC経営革新セミナー	加茂市産業センター	10月7日（水）	13:00～16:00
小山昇氏セミナー 「困難な時代を勝ち抜く経営」	長岡グランドホテル	10月28日（水）	15:00～16:30
原点の会	三条商工会議所	10月30日（金）	9:00～12:00



あとがき

お盆、甲子園、選挙、夏物消費の進まなかった天候…、朝夕はめっきり涼しくなり、日に日に虫の音が大きくなり、今年もあっという間に夏が終わりましたね。

皆さん夏の疲れは残っていませんか？

私は昨日「日本を元氣にする」というすごいセミナーに参加して、充電してきました！

講師はサンリの西田文郎先生や居酒屋てっぺんの大島啓介社長などそうそうたる顔ぶれで、タイトル通り元氣をたくさんいただきましたので、皆様にもお土産です！

皆さん、「疲れた」と言ったり、疲れた表情をしていませんか？職場では部下や他のスタッフが、家庭では子供や家族が見ていて。仕事って大変なんだな、大人って疲れるんだなと、夢や希望の持てない職場や子供になってしまうそうですので、気をつけましょう！

それにしても、先週2回東京に行ってきましたが、マスクをしている人は少ないんですね。新潟でも新型インフルエンザが増加しているようです。マスク、手洗い・うがい、休養、咳エチケットを心がけましょう。

宮本 隆夫

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

※ 大変申し訳ございませんが、9/10～9/11は職員研修のため休業させていただきます。

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			



10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp